

<資料2>

石環境188号

平成26年3月10日

北海道知事

高橋はるみ様

石狩市長

田岡克



(仮称)八の沢風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に関する意見について(回答)

平成26年1月23日付け環境第1558号にて照会のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

【担当】

市民生活部環境室環境課環境担当；宮原、藤

Tel. 0133-72-3240 Fax. 0133-75-2275

eメール ; kankyou@city.ishikari.hokkaido.jp

（仮称）八の沢風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に関する意見

【生活環境に関して】

本配慮書において、重大な影響を受ける恐れのある環境要素として、騒音や超低周波音、また風車の影等が選定されているが、風力発電機設置予定地の近隣に住居や農地がある。

- ・風力発電機設置予定地と、住居が近接（A案で400m程度。B案では750m程度）しているため、風車の騒音・低周波音による近隣住民の生活環境へ与える影響が懸念される。
- ・風力発電機設置予定地の近隣には良好な農地（田・畑）があるため、風車の影による農作物の生育の影響も懸念される。

【自然環境に関して】

本事業の実施予定地の周辺地域には、「北海道水資源の保全に関する条例」に基づく「五の沢貯水池地区水資源保全地域」に指定されている地域（一部事業予定地含む）や、「北海道自然環境保全指針」に定める「身近な自然地域」に指定されている地域が存在している。

- ・五の沢貯水池は、近隣農家の重要な水源となっていることから、事業実施に伴う地形改变等による農業用水への影響がないよう配慮が必要である。
- ・五の沢貯水池周辺においては、ハクチョウ類など渡り鳥の飛来が確認されている地域でもあるため、バードストライク等のリスクに対して配慮が必要である。

以上、地域の生活環境や自然環境等に影響を及ぼすおそれのある懸案課題は複数ある。また、そもそも本事業の実施予定地は、石狩市内において比較的風況が穏やかな地域と考えられ、果たして風力発電事業の適地であるか疑問が持たれる。

計画の根底となるべき風況調査等を改めて精査され、本事業の是非も含め慎重に検討されたい。